

子ども手当についてのお知らせ

平成23年10月～平成24年3月

10月から「子ども手当」が変わりました **申請をお忘れなく!!**

これまで子ども手当を受け取っていた方も含め、全ての方について申請が必要です。

9月末に子ども手当を受け取っていた方（支給対象外者・公務員を除く）には、11月に認定請求書（申請書）の発送を予定しています。

該当されているのに、申請用紙が届かない場合は、ご連絡をお願いします。

（※公務員の方は勤務先にお問い合わせください。）

経過措置…平成24年3月までに申請すれば、10月まで遡って受給できます。
該当しない場合もあります。ご注意ください。

※10月分からの支給額は以下のように変わりました。

手当の月額（平成23年10月分～平成24年3月分）

■0歳～3歳未満 : 15,000円（一律）

■3歳～小学校修了前 : 10,000円（第3子以降は15,000円）

■中 学 生 : 10,000円（一律）

※10月分～1月分の手当は平成24年2月に、2月・3月分の手当は平成24年6月に支払われます。

支給対象となる方が変わる場合があります。

■施設に入所しているお子さん ⇒ 施設の設置者等に支払われます。

■お子さんについても国内居住 ⇒ お子さんが海外に住んでいる場合、子ども手当を受け取ることができません。（ただし留学中の場合等を除きます。）

★ご注意ください!

以下の方は速やかに申請してください。（経過措置の対象となりません。）

・10月以降に他の市町村より転入された方

・10月以降にお子さんが生まれた方

10月以降に他の市町村より転入された方は、転入した日（転出予定日）の次の日から15日以内

10月以降にお子さんが生まれた方は、お子さんが生まれた日の次の日から15日以内の申請が必要です。

詳しくは、牟岐町役場 住民福祉課（72-3416）まで

東日本大震災義援金について

平成23年3月15日～9月1日まで、牟岐町役場、海の総合文化センターに募金箱を設置しました。

義援金総額は、**¥379,880**円

この募金は、牟岐町社会福祉協議会から日本赤十字社等を通じて被災者へおくられました。
皆様の温かいご支援をありがとうございました。

農林水産大臣感謝状受賞者

農林水産統計業務永年協力者

長岡 弘和